公 益 財 団 法 人 豊 川 水 源 基 金

第 32 回評議員会

公益財団法人豊川水源基金第32回評議員会議案

議案第１号　他会計振替額の確定について
議案第２号　令和６年度決算について
議案第３号　定款の一部改正について
議案第４号　役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規則の一部改正について
議案第５号　役員等候補選出委員の選任について

令和７年６月１８日

公益財団法人豊川水源基金

理事長　長　坂　尚　登

議案第１号

他会計振替額の確定について

法人会計から公益目的事業会計・公２へ　４，５７０，４６４ 円　を振り替える。

議案第２号

令和６年度決算について

令和６年度決算を次のとおりとする。

貸 借 対 照 表

令 和 7 年 3 月 31 日 現 在

（単位:円）

科　　目	当 年 度	前 年 度	増　減
Ⅰ 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	164,807,956	180,485,330	△ 15,677,374
未収金	81,287,000	61,440,000	19,847,000
流動資産合計	246,094,956	241,925,330	4,169,626
2. 固定資産			
(1)基本財産			
投資有価証券	430,317,700	468,776,800	△ 38,459,100
普通預金	711,037	711,037	0
基本財産合計	431,028,737	469,487,837	△ 38,459,100
(2)特定資産			
基本基金	289,503,676	313,017,740	△ 23,514,064
水源林管理事業費積立資産	108,066,725	108,148,003	△ 81,278
設楽ダム水源地域対策事業費積立資産	4,567,756,433	4,894,740,358	△ 326,983,925
特定水源地域対策基金	802,225,581	882,881,181	△ 80,655,600
新城市(鳳来地域)水源地域対策基金事業費積立資産	0	12,062,249	△ 12,062,249
新城市(鳳来地域)水源地域対策基金事業費引当資産	49,607,300	13,585,815	36,021,485
財務調整積立資産	31,000,000	30,000,000	1,000,000
特定資産合計	5,848,159,715	6,254,435,346	△ 406,275,631
(3)その他固定資産			
電話加入権	80,300	80,300	0
その他固定資産合計	80,300	80,300	0
固定資産合計	6,279,268,752	6,724,003,483	△ 444,734,731
資産合計	6,525,363,708	6,965,928,813	△ 440,565,105
Ⅱ 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	239,691,072	240,074,424	△ 383,352
預り金	90,218	56,640	33,578
賞与引当金	1,170,086	0	1,170,086
流動負債合計	240,951,376	240,131,064	820,312
負債合計	240,951,376	240,131,064	820,312
Ⅲ 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
賛助会員会費	50,000,000	50,000,000	0
国庫補助金	137,500,000	137,500,000	0
地方公共団体出捐金	1,542,500,000	1,546,528,000	△ 4,028,000
寄付金	1,950,000	1,950,000	0
水源林保全流域協働事業受取負担金	108,066,725	108,148,003	△ 81,278
設楽ダム水源地域対策事業費積立資産負担金等	4,893,317,715	4,924,685,191	△ 31,367,476
特定水源地域対策基金利息	0	25,972,000	△ 25,972,000
その他有価証券評価差額金	△ 534,753,288	△ 126,508,075	△ 408,245,213
(うち積立資産への計上額)	(6,295,494)	(0)	(6,295,494)
指定正味財産合計	6,198,581,152	6,668,275,119	△ 469,693,967
(うち基本財産への充当額)	(431,028,737)	(469,487,837)	(△ 38,459,100)
(うち特定資産への充当額)	(5,767,552,415)	(6,198,787,282)	(△ 431,234,867)
2. 一般正味財産	85,831,180	57,522,630	28,308,550
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(80,607,300)	(55,648,064)	(24,959,236)
正味財産合計	6,284,412,332	6,725,797,749	△ 441,385,417
負債及び正味財産合計	6,525,363,708	6,965,928,813	△ 440,565,105

正味財産増減計算書

令和 6年 4月 1日 から令和 7年 3月 31日 まで

（単位:円）

	科　　目	当 年 度	前 年 度	増　減
1	Ⅰ　一般正味財産増減の部			
2	1. 経常増減の部			
3	(1)経常収益			
4	基本財産運用益			
5	基本財産受取利息	5,557,845	5,557,213	632
6	特定資産運用益			
7	基本基金受取利息	3,717,873	4,044,821	△ 326,948
8	水源林管理事業費積立資産受取利息	76,663	5,609	71,054
9	設楽ダム水源地域対策事業費積立資産受取利息	58,968,469	60,437,406	△ 1,468,937
10	特定水源地域対策基金受取利息	8,662,034	8,394,728	267,306
11	新城市(鳳来地域)水源地域対策基金事業費積立資産受取利息	3,618	743	2,875
12	新城市(鳳来地域)水源地域対策基金事業費引当資産受取利息	104,524	―	104,524
13	財務調整積立資産受取利息	5,950	1,628	4,322
14	受取負担金			
15	水源林対策事業受取負担金振替額	53,607,000	54,000,000	△ 393,000
16	水源林保全流域協働事業受取負担金振替額	78,736,363	85,270,252	△ 6,533,889
17	水源地域対策事業受取負担金振替額	27,680,000	7,440,000	20,240,000
18	設楽ダム水源地域対策事業費積立資産受取負担金等振替額	31,367,476	67,046,594	△ 35,679,118
19	雑収益			
20	受取利息	28,836	3,132	25,704
21	経常収益計	268,516,651	292,202,126	△ 23,685,475
22	(2)経常費用			
23	事業費			
24	県内助成費	49,707,000	50,000,000	△ 293,000
25	県外助成費	3,900,000	4,000,000	△ 100,000
26	人材育成事業助成費	23,825,745	26,448,550	△ 2,622,805
27	間伐推進事業助成費	34,431,000	32,699,000	1,732,000
28	水源林整備協定事業助成費	12,644,000	18,932,000	△ 6,288,000
29	森林づくり事業助成費	2,803,285	2,770,896	32,389
30	水源地域対策事業助成費	27,680,000	7,440,000	20,240,000
31	新城市(鳳来地域)水源地域対策基金事業助成費	13,658,416	12,382,262	1,276,154
32	設楽ダム水源地域対策事業助成費	100,166,980	150,000,000	△ 49,833,020
33	給料手当	5,450,550	6,060,444	△ 609,894
34	賞与	1,994,404	―	1,994,404
35	賞与引当金繰入額	337,333	―	337,333
36	福利厚生費	1,288,790	1,032,974	255,816
37	会議費	0	0	0
38	旅費交通費	64,810	56,590	8,220
39	通信運搬費	121,736	125,556	△ 3,820
40	消耗品費	164,100	263,519	△ 99,419
41	印刷製本費	0	30,800	△ 30,800
42	光熱水料費	81,044	92,953	△ 11,909
43	賃借料	129,604	101,616	27,988
44	雑費	69,380	56,074	13,306

	科　　目	当 年 度	前 年 度	増　減
45	管理費			
46	給料手当	6,520,800	7,468,800	△ 948,000
47	賞与	2,421,715	―	2,421,715
48	賞与引当金繰入額	832,753	―	832,753
49	福利厚生費	1,606,496	1,251,032	355,464
50	会議費	2,640	1,100	1,540
51	旅費交通費	103,310	127,600	△ 24,290
52	通信運搬費	58,152	53,811	4,341
53	消耗品費	121,979	122,068	△ 89
54	印刷製本費	0	13,200	△ 13,200
55	光熱水料費	34,735	39,839	△ 5,104
56	賃借料	111,089	108,720	2,369
57	委託費	837,100	864,600	△ 27,500
58	雑費	64,468	107,234	△ 42,766
59	経常費用計	291,233,414	322,651,238	△ 31,417,824
60	評価損益等調整前当期経常増減額	△ 22,716,763	△ 30,449,112	7,732,349
61	基本財産評価損益等	0	0	0
62	特定資産評価損益等	21,025,313	36,101,815	△ 15,076,502
63	評価損益等計	21,025,313	36,101,815	△ 15,076,502
64	当期経常増減額	△ 1,691,450	5,652,703	△ 7,344,153
65	2. 経常外増減の部			
66	(1)経常外収益			
67	特定水源地域対策基金利息振替額	25,972,000	0	25,972,000
68	特定水源地域対策基金出捐金振替額	4,028,000	0	4,028,000
69	経常外収益計	30,000,000	0	30,000,000
70	(2)経常外費用			
71	経常外費用計	0	0	0
72	当期経常外増減額	30,000,000	0	30,000,000
73	他会計振替前当期一般正味財産増減額	28,308,550	5,652,703	22,655,847
74	他会計振替額	0	0	0
75	当期一般正味財産増減額	28,308,550	5,652,703	22,655,847
76	一般正味財産期首残高	57,522,630	51,869,927	5,652,703
77	一般正味財産期末残高	85,831,180	57,522,630	28,308,550
78	Ⅱ 指定正味財産増減の部			
79	水源林対策事業受取負担金	53,607,000	54,000,000	△ 393,000
80	水源林保全流域協働事業受取負担金	78,655,085	79,830,650	△ 1,175,565
81	水源地域対策事業受取負担金	27,680,000	7,440,000	20,240,000
82	基本財産評価損益等	△ 38,459,100	△ 9,676,300	△ 28,782,800
83	特定資産売却益	6,295,494	0	6,295,494
84	特定資産評価損益等	△ 376,081,607	△ 151,243,585	△ 224,838,022
85	一般正味財産への振替額	△ 221,390,839	△ 213,756,846	△ 7,633,993
86	当期指定正味財産増減額	△ 469,693,967	△ 233,406,081	△ 236,287,886
87	指定正味財産期首残高	6,668,275,119	6,901,681,200	△ 233,406,081
88	指定正味財産期末残高	6,198,581,152	6,668,275,119	△ 469,693,967
89	Ⅲ 正味財産期末残高	6,284,412,332	6,725,797,749	△ 441,385,417

財務諸表に対する注記

1 ． 継続組織の前提に関する注記

継続組織の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況はない。

2 ． 重要な会計方針

「公益法人会計基準」(平成20年4月11日、平成21年10月16日改正　内閣府公益認定等委員会)を採用している。

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券･･･　取得価額によっている。

なお、取得価額と債券金額との差額について重要性が乏しいため、償却原価法は適用していない。

その他有価証券　･･･　時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は正味財産増減額として処理)を採用している。

(2) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転するものと認められるもの以外のファイナンス･リース取引については、通常の賃貸借取引に係る取引に準じた会計処理によっている。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

3 ． 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科　　目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
投資有価証券	468,776,800	0	38,459,100	430,317,700
銀行預金	711,037			711,037
基本財産小計	469,487,837	0	38,459,100	431,028,737
特定資産				
基本基金				
投資有価証券	311,894,800	199,950,000	223,084,200	288,760,600
銀行預金	1,122,940		379,864	743,076
基本基金小計	313,017,740	199,950,000	223,464,064	289,503,676
水源林管理事業費積立資産	108,148,003		81,278	108,066,725
特定水源地域対策基金				
投資有価証券	882,821,300	0	80,655,600	802,165,700
銀行預金	59,881			59,881
特定水源地域対策基金小計	882,881,181	0	80,655,600	802,225,581
新城市(鳳来地域)水源地域対策基金事業費積立資産	12,062,249		12,062,249	0
新城市(鳳来地域)水源地域対策基金事業費引当資産				
投資有価証券	0	30,000,000	392,700	29,607,300
銀行預金	13,585,815	6,309,661		19,895,476
新城市(鳳来地域)水源地域対策基金事業費引当資産小計	13,585,815	36,309,661	392,700	49,607,300

(単位:円)

設楽ダム水源地域対策事業費積立資産				
投資有価証券	4,888,925,300	299,366,000	685,414,300	4,502,877,000
銀行預金	5,815,058	90,447,700	31,383,325	64,879,433
設楽ダム水源地域対策事業費積立資産小計	4,894,740,358	389,813,700	716,797,625	4,567,756,433
財務調整積立資産	30,000,000	1,000,000		31,000,000
特定資産小計	6,254,435,346	627,073,361	1,033,453,516	5,848,159,715
合計	6,723,923,183	627,073,361	1,071,912,616	6,279,188,452

4．基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。 (単位:円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
投資有価証券	430,317,700	(430,317,700)	—	—
普通預金	711,037	(711,037)	—	—
小計	431,028,737	(431,028,737)	—	—
特定資産				
基本基金	289,503,676	(289,503,676)	—	—
水源林管理事業費積立資産	108,066,725	(108,066,725)	—	—
特定水源地域対策基金	802,225,581	(802,225,581)	—	—
新城市(鳳来地域)水源地域対策基金事業費積立資産	0	—	0	—
新城市(鳳来地域)水源地域対策基金事業費引当資産	49,607,300	—	(49,607,300)	—
設楽ダム水源地域対策事業費積立資産	4,567,756,433	(4,567,756,433)	—	—
財務調整積立資産	31,000,000	—	(31,000,000)	—
小計	5,848,159,715	(5,767,552,415)	(80,607,300)	—
合計	6,279,188,452	(6,198,581,152)	(80,607,300)	—

5．満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
基本基金			
第79回(15年)東京電力PG債	100,000,000	94,610,000	△ 5,390,000
第81回(20年)東京電力PG債	99,950,000	97,220,000	△ 2,730,000
小計	199,950,000	191,830,000	△ 8,120,000
特定水源地域対策基金			
第77回(30年)国債	49,315,500	41,515,000	△ 7,800,500
第70回(15年)東京電力PG債	100,000,000	95,010,000	△ 4,990,000
小計	149,315,500	136,525,000	△ 12,790,500
設楽ダム水源地域対策事業費積立資産			
第65回(5年)東京電力PG債	100,000,000	97,900,000	△ 2,100,000
第66回(10年)東京電力PG債	100,000,000	93,600,000	△ 6,400,000
第76回(15年)東京電力PG債	100,000,000	97,460,000	△ 2,540,000
第79回(15年)東京電力PG債	100,000,000	94,610,000	△ 5,390,000
第79回(15年)東京電力PG債	99,366,000	94,920,000	△ 4,446,000
小計	499,366,000	478,490,000	△ 20,876,000
合計	848,631,500	806,845,000	△ 41,786,500

6 ． 金融商品の状況

(1) 金融商品に対する取組方針

当法人は、公益目的事業会計・法人会計の財源の一部を運用益によって賄うため、債券により資産運用する。
なお、デリバティブ取引は行わない方針である。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

債券の多くは、国債・地方債・政府保証債・電力債で運用しており、発行体の信用リスクとしては比較的低い。

(3) 金融商品のリスクに係る管理体制

① 財産運用規則に基づく取引

金融商品の取引は、当法人の財産運用規則に基づき行う。

② 信用リスクの管理

債券については、発行体の状況を定期的に把握し、理事会に報告する。

7 ． 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。 （単位：円）

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
補 助 金						
水源地域対策事業費補助金	国	137,500,000 (143,466,464)	0 (0)	0 (10,777,279)	137,500,000 (132,689,185)	指定正味財産
地方公共団体出捐金						
基本財産出捐金	愛知県及び関係5市2町1村	460,000,000 (421,846,674)	0 (0)	0 (34,556,472)	460,000,000 (387,290,202)	指定正味財産
基本基金出捐金	愛知県及び関係6市3町5村	162,500,000 (169,551,276)	0 (0)	0 (12,736,785)	162,500,000 (156,814,491)	指定正味財産
特定水源地域対策基金出捐金	愛知県及び関係5市	924,028,000 (859,212,137)	0 (0)	24,028,000 (56,986,556)	920,000,000 (802,225,581)	指定正味財産
設楽ダム水源地域対策事業費積立資産負担金	愛知県及び関係5市	4,560,765,680 (4,500,705,711)	0 (0)	0 (248,846,251)	4,560,765,680 (4,251,859,460)	指定正味財産
負 担 金						
水源林対策事業負担金	愛知県及び関係5市2町1村	54,000,000	53,607,000	54,000,000	53,607,000	未払金
水源林保全流域協働事業負担金	関係5市2町1村	28,498,182	79,830,650	50,339,703	57,929,129	未払金
水源地域対策事業負担金	愛知県及び関係5市	7,440,000	27,680,000	7,440,000	27,680,000	未払金
合 計		6,334,731,862 (6,184,720,444)	161,117,650 (161,117,650)	135,807,703 (475,683,046)	6,379,981,809 (5,870,095,048)	

＊ （ ）は有価証券評価差額金を補助金等の区分に配賦したもの

8 ． 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

内 容	金 額 (円)
経常収益への振替額	
水源林対策事業受取負担金	53,607,000
水源林保全流域協働事業受取負担金	78,736,363
水源地域対策事業受取負担金	27,680,000
設楽ダム水源地域対策事業費積立資産受取負担金等	31,367,476
合 計	191,390,839

附属明細書

１．基本財産及び特定資産の明細

財務諸表に対する注記に記載しているため省略する。

２．引当金の明細

（単位：円）

会計区分	科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
公益目的事業	賞与引当金	0	337,333	0	337,333
法人	賞与引当金	0	832,753	0	832,753

※１　令和６年度より賞与支給開始

財 産 目 録

令和7年3月31日　現在

（単位：円）

貸借対照表科目		場所・物量等		使用目的等	評価額(時価)	取得価格	
(流動資産)							
	現金預金	普通預金　三菱UFJ銀行豊橋支店	№0800011	運転資金として　法人水域	5,904,322	5,904,322	
		普通預金　三菱UFJ銀行豊橋支店	№0664590	事業費として　保全	57,974,341	57,974,341	
		普通預金　三菱UFJ銀行豊橋支店	№0056898	〃　設楽ダム	100,166,980	100,166,980	
		普通預金　大和ネクスト銀行	№2358200	〃　鳳来	762,313	762,313	
	未収金	水源地域対策事業受取負担金他　愛知県 他		水源地域対策事業費他	81,287,000	81,287,000	
流動資産合計					246,094,956	246,094,956	
(固定資産)							
基本財産	投資有価証券	第11回(30年)国債	大和証券	運用益を管理費の財源として使用	3,091,200	2,992,275	
		第13回(30年)国債	〃		10,527,000	9,927,231	
		第68回(30年)国債	〃		6,607,000	9,819,100	
		第71回(30年)国債	〃		16,672,500	24,434,750	
		第71回(30年)国債	〃		1,333,800	1,945,520	
		第150回(20年)国債	〃		13,946,800	13,991,087	
		第335回(30年)住宅支援機構債	〃		63,690,000	98,129,000	
		第29回 (15年)東京電力PG債	〃		70,284,800	76,000,000	
		第32回 (15年)東京電力PG債	〃		159,714,600	174,000,000	
		第48回 (15年)東京電力PG債	〃		84,450,000	100,000,000	
		基本財産　投資有価証券計			430,317,700	511,238,963	
		普通預金　大和ネクスト銀行	№2358190		711,037	711,037	
	基本財産合計				431,028,737	511,950,000	
特定資産	基本基金	第157回(20年)国債	大和証券	運用益を管理費の財源として使用	42,750,000	49,306,924	
		第29回 (15年)東京電力PG債	〃		22,195,200	24,000,000	
		第32回 (15年)東京電力PG債	〃		23,865,400	26,000,000	
		第79回 (15年)東京電力PG債	〃		100,000,000	100,000,000	＊
		第81回 (20年)東京電力PG債	東海東京証券		99,950,000	99,950,000	＊
		基本基金　投資有価証券計			288,760,600	299,256,924	
		普通預金　大和ネクスト銀行	№2358190		743,076	743,076	
	水源林管理事業費積立資産	定期預金　大和ネクスト銀行	№2358190	水源林整備協定事業の財源として使用	100,000,000	100,000,000	
		普通預金　三菱UFJ銀行豊橋支店	№0664590		8,066,725	8,066,725	
	特定水源地域対策基金	第10回(30年)国債	大和証券	公益目的保有財産であり、運用益は新城市(鳳来地域)水源地域対策基金事業の財源として使用	11,834,400	11,661,179	
		第10回(30年)国債	〃		17,751,600	17,886,043	
		第13回(30年)国債	〃		10,527,000	9,927,231	
		第77回(30年)国債	〃		49,315,500	49,315,500	＊
		第152回 (20年)国債	〃		23,354,400	23,847,198	
		第177回 (20年)国債	〃		6,212,800	7,892,160	
		第28回(20年)兵庫県債	〃		84,770,000	100,000,000	
		第260回(30年)日本高速道路債	〃		63,180,000	99,418,000	
		第293回 (20年)四国電力債	〃		85,840,000	99,995,808	
		第336回(20年)北海道電力債	〃		85,640,000	99,997,000	
		第484回 (20年)東北電力債	〃		86,410,000	100,000,000	
		第47回(10年)東京電力PG債	〃		92,880,000	100,000,000	
		第48回(15年)東京電力PG債	〃		84,450,000	100,000,000	
		第70回(15年)東京電力PG債	〃		100,000,000	100,000,000	＊
		特定水源地域対策基金　投資有価証券計			802,165,700	919,940,119	
		普通預金　大和ネクスト銀行	№2358200		59,881	59,881	
	新城市(鳳来地域)水源地域引当資産	第29回 (10年)三菱UFJ-FG劣債	三菱UFJ MS証券	特定費用準備資金であり、新城市(鳳来地域)水源地域対策基金事業に使用	29,607,300	30,000,000	
		普通預金　三菱UFJ銀行豊橋支店	№1065646		104,524	104,524	
		普通預金　大和ネクスト銀行	№2358200		6,309,661	6,309,661	
		定期預金　〃	〃		13,585,815	13,585,815	

満期保有目的債券の評価額は取得価格　　満期保有目的債券　＊

（単位：円）

貸借対照表科目		場所・物量等		使用目的等	評価額(時価)	取得価格	
	設楽ダム水源地域対策事業費積立資産	第11回（30年）国債	SMBC日興証券	設楽ダムの水源地域で実施する事業に助成するため運用益とともに使用	103,040,000	99,984,150	
		第12回(30年)国債	〃		188,929,200	177,993,635	
		第33回（30年)国債	〃		90,369,000	89,980,360	
		第152回(20年)国債	〃		36,977,800	37,903,131	
		第158回(20年)国債	〃		44,045,000	49,945,212	
		第25-1回(20年)福井県債	〃		305,040,000	299,927,728	
		第26-1回(20年)福井県債	〃		99,290,000	100,000,000	
		第26-3回(20年)神戸市債	〃		99,300,000	100,000,000	
		第1-3回(30年)福岡県債	大和証券		250,600,000	381,276,000	
		第138回（20年)政保道路機構債	SMBC日興証券		104,010,000	99,991,328	
		第165回（30年)政保道路機構債	〃		190,720,000	199,067,123	
		第223回（20年)政保道路機構債	〃		99,300,000	100,000,000	
		第250回（20年)政保道路機構債	〃		387,920,000	399,996,109	
		(株)日本政策投資銀行 第131回無担保社債	大和証券		128,940,000	199,524,000	
		第302回(20年)北海道電力債	SMBC日興証券		103,190,000	100,000,000	
		第39回（ 10年)東京電力PG債	東海東京証券		96,860,000	99,779,000	
		第40回(15年)東京電力PG債	SMBC日興証券		91,340,000	100,000,000	
		第40回（15年)東京電力PG債	大和証券		182,620,000	200,000,000	
		第40回(15年)東京電力PG債	〃		91,310,000	100,000,000	
		第42回(12年)東京電力PG債	〃		94,000,000	100,000,000	
		第45回(10年)東京電力PG債	〃		94,250,000	100,000,000	
		第45回(10年)東京電力PG債	SMBC日興証券		94,470,000	100,000,000	
		第46回(15年)東京電力PG債	〃		86,920,000	100,000,000	
		第46回(15年)東京電力PG債	大和証券		86,840,000	100,000,000	
		第47回(10年)東京電力PG債	SMBC日興証券		93,010,000	100,000,000	
		第48回（15年)東京電力PG債	〃		84,480,000	100,000,000	
		第49回（5年)東京電力PG債	大和証券		98,690,000	100,000,000	
		第50回（10年)東京電力PG債	〃		93,430,000	100,000,000	
		第51回（15年)東京電力PG債	〃		85,360,000	100,000,000	
		第52回(3年)東京電力PG債	〃		99,960,000	100,000,000	
		第53回（5年)東京電力PG債	東海東京証券		99,180,000	100,000,000	
		第56回（5年)東京電力PG債	大和証券		99,210,000	100,000,000	
		第65回（5年)東京電力PG債	〃		100,000,000	100,000,000	＊
		第66回（10年)東京電力PG債	SMBC日興証券		100,000,000	100,000,000	＊
		第76回（15年)東京電力PG債	〃		100,000,000	100,000,000	＊
		第79回（15年)東京電力PG債	東海東京証券		100,000,000	100,000,000	＊
		第79回（15年)東京電力PG債	SMBC日興証券		99,366,000	99,366,000	＊
		第1回三井住友FG 無担保社債	〃		99,910,000	100,000,000	
		設楽ダム水源地域対策事業費積立資産 投資有価証券計			4,502,877,000	4,834,733,776	
		普通預金 三菱UFJ銀行豊橋支店	№0056898		1,047,890	1,047,890	
		普通預金 大和ネクスト銀行	№2882839		460,151	460,151	
		定期預金 〃	№2882839		63,371,392	63,371,392	
	財務調整積立資産	定期預金 大和ネクスト銀行	№2358190	法人会計の財源不足に充当	31,000,000	31,000,000	
	特定資産合計				5,848,159,715	6,308,679,934	
その他固定資産	電話加入権	事務所電話1回線		管理業務で使用	80,300	80,300	
	その他固定資産合計				80,300	80,300	
固定資産合計					6,279,268,752	6,820,710,234	
資産合計					6,525,363,708	7,066,805,190	

満期保有目的債券の評価額は取得価格　　満期保有目的債券　＊

（単位：円）

貸借対照表科目		場所・物量等		使用目的等	金額(時価)	取得価格
(流動負債)						
	未払金	水源林対策事業助成費	設楽町	県内助成費	11,450,000	11,450,000
			東栄町	〃	6,457,000	6,457,000
			豊根村	〃	8,350,000	8,350,000
			新城市	〃	23,450,000	23,450,000
			飯田市	県外助成費	1,000,000	1,000,000
			阿南町	〃	720,000	720,000
			阿智村	〃	540,000	540,000
			売木村	〃	480,000	480,000
			天龍村	〃	720,000	720,000
			泰阜村	〃	440,000	440,000
		水源林保全流域協働事業　助成費	設楽町	人材育成事業	6,059,920	6,059,920
			東栄町	〃	5,963,000	5,963,000
			豊根村	〃	2,900,000	2,900,000
			新城市	〃	8,902,825	8,902,825
			設楽町	間伐推進事業	8,000,000	8,000,000
			東栄町	〃	4,700,000	4,700,000
			豊根村	〃	5,900,000	5,900,000
			設楽町	水源林整備協定事業	5,464,000	5,464,000
			新城市	〃	7,180,000	7,180,000
			穂の国森づくりの会	森林づくり事業	2,000,000	2,000,000
			奥三河ビジョンフォーラム	〃	803,285	803,285
		福利厚生費	日本年金機構	職員1名3月分 厚生年金保険料等	36,768	36,768
		〃	愛知労働局	職員1名 労働保険料概算　差額分	1,948	1,948
		通信費	NTTファイナンス	電話料3月分	5,932	5,932
		消耗品	富士フィルム イノベーションジャパン(株)	2月分複合機カウンター料	1,683	1,683
		賃借料	シャープファイナンス㈱	3月分複合機リース料	9,768	9,768
		水源地域対策事業　助成費	設楽町	水源地域対策事業	27,680,000	27,680,000
		福利厚生費	日本年金機構	職員1名 社会保険料3月分 夏季賞与12～3月分	82,320	82,320
		〃	愛知労働局	職員1名 労働保険料概算　差額分	2,847	2,847
		通信費	NTTファイナンス	電話料3月分	989	989
		消耗品	富士フィルム イノベーションジャパン(株)	2月分複合機カウンター料	280	280
		賃借料	シャープファイナンス㈱	3月分複合機リース料	1,628	1,628
		設楽ダム水源地域対策事業　助成費	設楽町	設楽ダム水源地域 対策助成費	100,166,980	100,166,980
		法人会計　福利厚生費	日本年金機構	職員2名 社会保険料3月分 夏季賞与12～3月分	207,229	207,229
		〃	愛知労働局	職員2名 労働保険料概算　差額分	3,978	3,978
		通信運搬費	NTTファイナンス	電話料3月分	2,966	2,966
		消耗品	富士フィルム イノベーションジャパン(株)	2月分複合機カウンター料	842	842
		賃借料	シャープファイナンス㈱	3月分複合機リース料	4,884	4,884
	預り金	法人会計	職員2名	所得税等	31,275	31,275
		公益目的事業会計（保全）	職員1名	所得税等	45,212	45,212
		公益目的事業会計（水源地域）	職員1名	所得税等	13,731	13,731
	賞与引当金	法人会計		賞与12～3月分	832,753	832,753
		水源地域		〃	337,333	337,333
流動負債合計					240,951,376	240,951,376
負債合計					240,951,376	240,951,376
正味財産					6,284,412,332	6,825,853,814

監　査　報　告　書

公益財団法人豊川水源基金
　理事長　長　坂　尚　登　様

令和６年４月１日から令和７年３月３１日までの事業年度の理事の職務執行、事業報告及び計算書類の監査を行い、次のとおり報告する。

１　監査の方法及びその内容

理事の職務状況について、理事会に出席し、情報の収集をするとともに、基金事務局より事業報告及びその関係資料の報告を受け、重要な決裁書類等閲覧しました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討しました。

さらに、基金事務局より、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及びその附属明細書並びに財産目録の説明を受け、検討しました。

２　監査意見

（１）　事業報告等の監査結果

一　事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

二　理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（２）　計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

なお、西浦実都伸監事が令和７年３月３１日をもって辞任しておりますので、西浦監事が任期中に行った監査結果を踏まえて監査を実施しました。

令和　７年　４月３０日

公益財団法人豊川水源基金

監　事　高橋　晃

監　査　報　告　書

公益財団法人豊川水源基金
　理事長　長　坂　尚　登　様

令和６年４月１日から令和７年３月３１日までの事業年度の理事の職務執行、事業報告及び計算書類の監査を行い、次のとおり報告する。

１　監査の方法及びその内容

理事の職務状況について、理事会に出席し、情報の収集をするとともに、基金事務局より事業報告及びその関係資料の報告を受け、重要な決裁書類等閲覧しました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討しました。

さらに、基金事務局より、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及びその附属明細書並びに財産目録の説明を受け、検討しました。

２　監査意見

（１）　事業報告等の監査結果

一　事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

二　理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（２）　計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

なお、大橋健二監事が令和７年３月３１日をもって辞任しておりますので、大橋監事が任期中に行った監査結果を踏まえて監査を実施しました。

令和　７年　４月３０日

公益財団法人豊川水源基金

監　事　　村田方恵

議案第３号

定款の一部改正について

定款の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（事業報告及び決算） 第 11 条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。 （1）～（3）　（略） （4）　活動計算書 （5）　貸借対照表及び活動計算書の附属明細書 （6）　（略） ２～４　（略） ＊　削除 第 12 条　（略） （会計原則等） 第 13 条　（略） ２　（略） ３　公益充実資金の保有及び管理並びに特定費用準備資金（公益目的事業関係に係るものを除く。）の保有及び管理については、理事会の決議により別に定める。 第 14 条・第 15 条　（略） （権限） 第 16 条　評議員は、評議員会を構成し、第 19 条第２項に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。	（事業報告及び決算） 第 11 条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。 （1）～（3）　（略） （4）　正味財産増減計算書 （5）　貸借対照表及び正味財産増減計 算書の附属明細書 （6）　（略） ２～４　（略） （公益目的取得財産残額の算定） 第 12 条　理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第５項第４号の書類に記載するものとする。 第 13 条　（略） （会計原則等） 第 14 条　（略） ２　（略） ３　特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。 第 15 条・第 16 条　（略） （権限） 第 17 条　評議員は、評議員会を構成し、第 20 条第２項に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

（任期） 第17条　（略） ２　（略） ３　評議員は、辞任又は任期満了後においても、第14条第１項に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。	（任期） 第18条　（略） ２　（略） ３　評議員は、辞任又は任期満了後においても、第15条第１項に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。
（報酬等） 第18条　評議員には、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規則により報酬等を支給することができる。	（報酬等） 第19条　評議員は無報酬とする。 ２　（略） ３　（略）
（構成及び権限） 第19条　（略） ２　（略） ３　前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第22条第１項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外は、決議することができない。	（構成及び権限） 第20条　（略） ２　（略） ３　前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第23条第１項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外は、決議することができない。
第20条～第29条　（略）	第21条～第30条　（略）
（種類及び定数） 第30条　この法人に、次の役員を置く。 （１）　理事　３名以上10名以内 （２）　監事　３名以内	（種類及び定数） 第31条　この法人に、次の役員を置く。 （１）　理事　３名以上９名以内 （２）　監事　２名以内
第31条～第33条　（略）	第32条～第34条　（略）
（任期） 第34条　（略） ２　（略） ３　（略） ４　役員は、第30条第１項で定めた役員の定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。	（任期） 第35条　（略） ２　（略） ３　（略） ４　役員は、第31条第１項で定めた役員の定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第35条　（略）	第36条　（略）
（報酬等） 第36条　役員には、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規則により報酬等を支給することができる。	（報酬等） 第37条　役員は無報酬とする。
第37条・第38条　（略））	第38条・第39条　（略）
（種類及び開催） 第39条　（略） ２　（略） ３　臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。 （１）～（３）　（略） （４）　第33条第１項第５号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。	（種類及び開催） 第40条　（略） ２　（略） ３　臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。 （１）～（３）　（略） （４）　第34条第１項第５号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。
第40条～第44条　（略）	第41条～第45条　（略）
（報告の省略） 第45条　（略） ２　前項の規定は、第32条第４項の規定による報告には適用しない。	（報告の省略） 第46条　（略） ２　前項の規定は、第33条第４項の規定による報告には適用しない。
第46条・第47条　（略）	第47条・第48条　（略）
（定款の変更） 第48条　この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の３分の２以上の決議を得て変更することができる。ただし、第３条に規定する目的、第４条第１項に規定する事業並びに第15条第１項に規定する評議員の選任及び解任の方法並びに第51条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については変更することができない。 ２　前項にかかわらず、評議員会において、議決に加わることができる評議員の４分の３以上の決議を得て、第３条に規定する目的、第４条第１項に規定する事業並びに第15条第１項に規定する評議員の選任及び解任の方法について、変更することができる。	（定款の変更） 第49条　この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の３分の２以上の決議を得て変更することができる。ただし、第３条に規定する目的、第４条第１項に規定する事業並びに第16条第１項に規定する評議員の選任及び解任の方法並びに第52条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については変更することができない。 ２　前項にかかわらず、評議員会において、議決に加わることができる評議員の４分の３以上の決議を得て、第３条に規定する目的、第４条第１項に規定する事業並びに第16条第１項に規定する評議員の選任及び解任の方法について、変更することができる。
第49条・第50条　（略）	第50条・第51条　（略）

（公益目的取得財産残額の贈与） 第51条　この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益認定法第30条第２項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を１ヶ月以内に、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは同法第５条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。 （残余財産の帰属） 第52条　この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益認定法第５条第20号に規定する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。 第53条～第59条　（略） 附則 １　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。 ２　整備法106条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第５条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。	（公益目的取得財産残額の贈与） 第52条　この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益認定法第30条第２項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を１ヶ月以内に、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは同法第５条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。 （残余財産の帰属） 第53条　この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益認定法第５条第17号に規定する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。 第54条～第60条　（略） 附則 １　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。 ２　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第５条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附　則

この定款は、令和８年４月１日から施行する。

議案第４号

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規則の一部改正について

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規則の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（目的及び意義） 第１条　この規則は、公益財団法人豊川水源基金（以下「基金」という。）の定款第 18 条及び第 36 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。	（目的及び意義） 第１条　この規則は、公益財団法人豊川水源基金（以下「基金」という。）の定款第 19 条及び第 37 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。
（報酬等の支給） 第２条　基金は、役員及び評議員に報酬並びにその職務を行うために要する費用を支給することができる。ただし、役員及び評議員が地方公務員法第３条に規定する地方公務員の場合には無報酬とする。 ２　前項に規定する報酬は、別表のとおりとする。	（報酬等の支給） 第２条　基金は、役員及び評議員の報酬を無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用は、支払うことができる。
削除	（公表） 第４条　基金は、この規則をもって、公益認定法第２０条第１項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。
（改正） 第４条　（略）	（改正） 第５条　（略）

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

改　正　後

別表（第２条）

職　　名	基　　準	報酬の額（日額）
評議員	評議員会出席の都度	９，０００円
理　事	理事会出席の都度	９，０００円
監　事	評議員会・理事会出席及び監査業務の都度	９，０００円

議案第５号

役員等候補選出委員の選任について

役員等候補選出委員会規則に基づき、役員等候補選出委員を選任する。

役員等候補選出委員名簿

氏　　名	職　　名	摘　　要
鈴木　隆	公財）豊川水源基金　評議員長	
東野　健太郎	愛知県建設局水資源課長	幹事（愛知県）
角野　洋子	豊橋市企画部長	幹事会長
今泉　伸康	設楽町企画ダム対策課長	幹事会長代理
山本　晋	公財）豊川水源基金　事務局長	

（任期：令和７年６月 18 日～令和 10 年定時評議員会終結時まで）

報告第１号

令和６年度事業報告について

令　和　6　年　度　事　業　報　告　書

（令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで）

Ⅰ 事業の概要

１水源林地域対策事業

（１）水源林対策事業

業務方法書第５条第1項の規定に基づき、水源林地域の地方公共団体が講じた水源林対策事業に要した経費に対し、次のとおり助成を行った。

① 県内助成事業　（単位：円）

事業名				事業量	事業費	助成額	備考
森林整備	単層林整備	人工造林		― ha	―	―	
		獣害対策		― ha	―	―	忌避剤等
				― m	―	―	防止柵
		下刈り		14.45 ha	3,771,450	1,507,000	
		枝打ち		8.04 ha	8,498,280	3,399,000	
		除伐		― ha	―	―	
		間伐		187.27 ha	88,314,960	32,830,000	
		間伐推進		45.21 ha	40,635,000	3,825,000	
	複層林整備	受光伐	抜き伐り	― ha	―	―	
			枝打ち	― ha	―	―	
		樹下植栽		― ha	―	―	
		保育	下刈り	― ha	―	―	
			除伐	― ha	―	―	
	天然林育成	改良		― ha	―	―	
		保育	下刈り	― ha	―	―	
			除伐	34.17 ha	10,182,660	8,146,000	
	小計				151,402,350	49,707,000	
作業路整備	新設			― m	―	―	路線
	改良			―	―	―	路線
	小計				―	―	
合計					151,402,350	49,707,000	

② 県外助成事業　　（単位：円）

事業名				事業量	事業費	助成額	備考
森林整備	単層林整備	人工造林		― ha	円 ―	円 ―	
		獣害対策		― ha	―	―	忌避剤等
				― m	―	―	防止柵
		下刈り		― ha	―	―	
		枝打ち		1.50 ha	537,900	215,000	
		除伐		― ha	―	―	
		間伐		12.65 ha	5,842,000	3,245,000	
		間伐推進		― ha	―	―	
	複層林整備	受光伐	抜き伐り	― ha	―	―	
			枝打ち	― ha	―	―	
		樹下植栽		― ha	―	―	
		保育	下刈り	― ha	―	―	
			除伐	― ha	―	―	
	天然林育成	改良		― ha	―	―	
		保育	下刈り	― ha	―	―	
			除伐	2.10 ha	605,000	440,000	
合計					6,984,900	3,900,000	

（２）水源林保全流域協働事業

業務方法書第4条の規定に基づき、水源林地域の市町村及び認定法人が講じた水源林保全流域協働事業に要した経費に対し、次のとおり助成を行った。

① 助成対象事業

（単位：円）

事　業　名	事業量	事　業　費	助　成　額	備　考
人材育成事業	8　人	円 35,251,887	円 23,825,745	
間伐推進事業	1,963.584　㎥ 187.27　ha	94,205,712	34,431,000	
間伐材搬出事業	1,963.584　㎥	5,890,752	4,712,000	
高齢級間伐事業	－　ha	－	－	
特別強化間伐事業	187.27　ha	88,314,960	29,719,000	
水源林整備協定事業	16.16　ha	18,744,230	12,644,000	
測量等調査事業	－	－	－	
造林事業	16.16　ha	18,744,230	12,644,000	
森林づくり事業	2　法人	2,954,756	2,803,285	
合　　計		151,156,585	73,704,030	

② 水源林管理事業

水源林管理事業費積立資産から　81,278　円の取り崩しを行った。

２水源地域対策事業

（１）水源地域対策事業

業務方法書第５条第１項第６号の規定に基づき、設楽ダムに係る水源地域の振興を図るため、水源地域振興事業等に要した経費に対し、次のとおり助成を行った。

（単位：円）

事　業　名	事業内容	事業費	助成対象事業費 （設楽町負担額）
名倉津具簡易水道施設更新事業	配水管布設	88,464,200	31,160,500
林道境川線整備事業	改良工事	9,289,500	3,439,500
合　　計		97,753,700	(A)　34,600,000
助成額　(A)× 800/1000			27,680,000

（２）特定水源地域対策事業

① 新城市（鳳来地域）水源地域対策基金事業

業務方法書第４条第１号及び第３号の規定に基づき、新城市（鳳来地域）水源地域対策基金事業に要した経費に対し、次のとおり助成を行った。

（単位：円）

事　　業　　名（工　事　名）	事業内容	事業費	助成額
七郷一色コミュニティプラザ 空調改修工事	空調設備の更新	3,740,000	3,740,000
鳳来中央集会所修繕工事	排煙窓取替	1,034,000	1,034,000
準用河川東栃沢川浚渫工事	土砂浚渫	5,406,500	5,406,500
水源地域集会施設等維持管理事業	寺林公民館 大峠集会所 長楽集会所 引地公民館 名号集会所 大島集会所 七郷一色ｺﾐｭﾆﾃｨﾌﾟﾗｻﾞ 玖老勢ｺﾐｭﾆﾃｨﾌﾟﾗｻﾞ 8施設維持管理費	3,550,916	3,477,916
合　　計		13,731,416	13,658,416

特定費用準備資金（新城市（鳳来地域）水源地域対策事業費積立資産）より4,990,275 円の取り崩しを行った。

積立資産残高 7,071,974 円のうち 6,309,661 円を特定費用準備資金（新城市（鳳来地域）水源地域対策事業費引当資産に積み立て、762,313 円は流動資産とし、令和７年度事業費に充当する。

② 設楽ダム水源地域対策事業

業務方法書第４条第１号から第３号の規定に基づき、設楽ダム水源地域対策基金事業に要した経費に対し、次のとおり助成を行った。

（単位：円）

事　　業　　名（工　事　名）	事業内容	事業費	助成額
小水力発電事業	実施設計業務委託等	27,753,000	27,753,000
水源地域公民館等維持管理事業	奥三河郷土館、地域産業振興施設、清嶺保育園　施設維持管理費	27,537,531	27,537,531
水源地域下水施設維持管理事業	田口浄化センター維持管理費	17,596,449	17,596,449
水源地域簡易水道施設維持管理事業	田口簡易水道施設維持管理費	27,280,000	27,280,000
合　　計		100,166,980	100,166,980

設楽ダム水源地域対策事業費積立資産より 31,367,476 円の取り崩しを行った。

3　令和６年度事業報告には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第３４条第３項に規定する、事業報告の内容を補足する重要な事項はないので附属明細書は作成しない。

Ⅱ 一般的事項

1　令和６年４月１日　第27回評議員会（決議の省略）において評議員、理事、監事を選任した。

2　令和６年５月31日　第46回理事会を開催し、令和５年度事業報告外６件の議案の審議を行い承認した。

3　令和６年６月26日　第28回評議員会において令和５年度決算外３件の決議及び１件の報告を承認した。

4　令和６年６月26日　第29回評議員会において特定水源地域対策基金の取崩し外１件の決議及び１件の報告を承認した。

5　令和６年６月26日　第47回理事会（決議の省略）において理事長及び副理事長を選定した。

6　令和６年11月26日　第48回理事会（決議の省略）において理事候補者の推薦、理事長の選任（評議員会での理事選任条件付）及び評議員会の開催（決議の省略）を決議した。

7　令和６年11月29日　第30回評議員会（決議の省略）において理事を選任した。

8　令和７年２月３日　第49回理事会（web会議）において令和７年度事業計画外６件の議案の審議を行い承認した。

9　令和７年３月27日　第50回理事会（決議の省略）において理事、監事候補者の推薦及び評議員会の開催（決議の省略）を決議した。

報告第２号

令和７年度事業計画及び令和７年度収支予算等について

令 和 7 年 度 事 業 計 画

1 水源林地域対策事業

(1)水源林対策事業

水資源の涵養と安定的確保を図るため、水源林地域地方公共団体等が講ずる水源林対策事業に要する経費に対し、次のとおり助成を行う。

① 県内助成事業

事業名				事業量	事業費	助成額	備考
森林整備	単層林整備	人工造林		0.50 ha	円 735,000	円 278,000	
		獣害対策		– ha	–	–	忌避剤等
				120.0 m	325,200	236,000	防止柵
		下刈り		18.74 ha	5,322,160	2,108,000	
		枝打ち		4.00 ha	3,412,000	1,364,000	
		除伐		– ha	–	–	
		間伐		172.86 ha	86,898,380	33,845,000	
		間伐推進		42.00 ha	37,088,630	3,850,000	
	複層林整備	受光伐	抜き伐り	– ha	–	–	
			枝打ち	– ha	–	–	
		樹下植栽		– ha	–	–	
		保育	下刈り	– ha	–	–	
			除伐	– ha	–	–	
	天然林育成	改良		– ha	–	–	
		保育	下刈り	– ha	–	–	
			除伐	33.69 ha	10,848,180	8,319,000	
	小計				144,629,550	50,000,000	
作業路整備	新設			– m	–	–	路線
	改良			– 箇所	–	–	路線
	小計				–	–	
合計					144,629,550	50,000,000	

② 県外助成事業

事業名				事業量	事業費	助成額	備考
森林整備	単層林整備		人工造林	– ha	円 –	円 –	
			獣害対策	2.80 ha	426,440	341,000	忌避剤等
				– m	–	–	防止柵
			下刈り	– ha	–	–	
			枝打ち	– ha	–	–	
			除伐	– ha	–	–	
			間伐	12.30 ha	5,536,790	3,119,000	
			間伐推進	– ha	–	–	
	複層林整備	受光伐	抜き伐り	– ha	–	–	
			枝打ち	– ha	–	–	
			樹下植栽	– ha	–	–	
		保育	下刈り	– ha	–	–	
			除伐	– ha	–	–	
	天然林育成		改良	– ha	–	–	
		保育	下刈り	– ha	–	–	
			除伐	2.57 ha	715,745	540,000	
合計					6,678,975	4,000,000	

(2)水源林保全流域協働事業

水源涵養機能が低下しつつある水源林を保全するため、東三河の8市町村が水道使用量に応じ負担金を拠出し、水源林地域の市町村等及び認定法人が講ずる水源林保全流域協働事業に要する経費に対し、予算の範囲内で助成を行う。

① 助成対象事業

事 業 名	事業量	事 業 費	助 成 額	備 考
人材育成事業	9 人	円 37,520,018	円 27,175,000	
間伐推進事業	2,100.000 ㎥ 172.86 ha	93,198,380	35,000,000	
間伐材搬出事業	2,100.000 ㎥	6,300,000	4,843,000	
高齢級間伐事業	– ha	–	–	
特別強化間伐事業	172.86 ha	86,898,380	30,157,000	
水源林整備協定事業	12.94 ha	16,362,286	16,362,000	
森林づくり事業	2 法人	3,137,000	3,000,000	
合 計		150,217,684	81,537,000	

② 水源林管理事業

水源林保全流域協働事業財源不足分 9,997,264 円を水源林管理事業費積立資産から取り崩す。

2水源地域対策事業

(1)水源地域対策事業

設楽ダムに係る水源地域の振興を図るため、水源地域振興事業等に要する経費に対し、次のとおり助成を行う。

(単位:円)

事 業 名	事業内容	事業費	助成対象事業費 (設楽町負担額)
林道境川線整備事業	改良工事	9,500,000	(A) 3,650,000
助成額 (A)× 800/1000			2,920,000

(2)特定水源地域対策事業

① 新城市(鳳来地域)水源地域対策基金事業

新城市(鳳来地域)水源地域対策基金事業に要する経費に対し、次のとおり助成を行う。

(単位:円)

事　業　名　(　工　事　名　)	事業内容	事業費	助成額
玖老勢コミュニティプラザ 外構改修工事	外構の改修	4,344,000	4,344,000
鳳来中央集会所修繕工事	空調設備更新	7,115,000	7,115,000
市道乳岩線ほか側溝新設工事	側溝新設	5,000,000	4,500,000
水源地域集会施設等維持管理事業	寺林公民館 大峠集会所 長楽集会所 引地公民館 名号集会所 大島集会所 七郷一色ｺﾐｭﾆﾃｨﾌﾟﾗｻﾞ 玖老勢ｺﾐｭﾆﾃｨﾌﾟﾗｻﾞ 8施設維持管理費	3,218,000	3,145,000
合　　計		19,677,000	19,104,000

② 設楽ダム水源地域対策事業

設楽ダム水源地域対策事業に要する経費に対し、次のとおり助成を行う。

(単位:円)

事　業　名(工　事　名)	事業内容	事業費	助成額
水力発電事業	PFIアドバイザリー 業務委託	51,403,000	51,403,000
公共下水道接続促進事業	公共下水道接続工事 60件	40,200,000	22,893,000
水源地域公民館等維持管理事業	奥三河郷土館、地域産業 振興施設 施設維持管理費	29,149,000	29,149,000
水源地域簡易水道施設維持管理事業	田口浄水場膜ろ過設備 モジュール交換	30,250,000	30,250,000
水源地域下水道施設維持管理事業	田口浄化センター 維持管理費	16,305,000	16,305,000
合　　計		167,307,000	150,000,000

資金調達及び設備投資の見込み

（令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで）

（１） 資金調達の見込み

当期中の資金調達の予定はありません。

（２） 設備投資の見込み

当期中に重要な設備投資の予定はありません。